

# 資料編

## \* 羽村市生涯学習基本条例

平成24年6月29日条例第20号

(目的)

**第1条** この条例は、羽村市（以下「市」という。）における生涯学習に関する基本的な理念並びに市、市民及び団体等の役割を明らかにするとともに、生涯学習施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯学習社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (2) 団体等 市内において営利又は非営利の活動、公益的活動その他の活動を行う全ての団体及び法人をいう。

(基本理念)

**第3条** 市民一人ひとりが、乳幼児期から高齢期に至るまで、主体的にいつでもどこでも楽しく学び、喜びや充実感をもてるようにするとともに、市、市民及び団体等が互いに連携協力し、活力ある地域コミュニティと心豊かな安らぎに満ちた生涯学習のまちを創造していくものとする。

(市の役割)

**第4条** 市は、基本理念に基づき、生涯学習施策を総合的に推進し、市民及び団体等が学んだ成果を次世代に引き継ぎ、さらに地域や社会に広げ、活かしていくなどの生涯学習活動について支援していくものとする。

(市民及び団体等の役割)

**第5条** 市民及び団体等は、主体的な意思のもと、基本理念を実現するための生涯学習活動の推進に寄与するものとする。

(基本計画)

**第6条** 羽村市長（以下「市長」という。）は、生涯学習施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、羽村市生涯学習基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、市民の意見が反映できるよう必要な措置を講じるとともに、次条に定める生涯学習審議会に諮問し、意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、直ちに公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(生涯学習審議会)

**第7条** 市長の附属機関として、羽村市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、生涯学習に関する重要事項を調査審議し、市長に答申するものとする。

3 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、生涯学習に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に策定された羽村市生涯学習基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(羽村市生涯学習基本計画審議会条例の廃止)

3 羽村市生涯学習基本計画審議会条例（平成14年条例第18号）は、廃止する。

(羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

## \* 羽村市生涯学習審議会

### ◎羽村市生涯学習審議会規則

平成27年12月24日規則第27号

(趣旨)

**第1条** この規則は、羽村市生涯学習基本条例（平成24年条例第20号。以下「条例」という。）第7条第4項の規定に基づき、羽村市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 3人以内
- (2) 市内の公共的な団体等の代表者 7人以内
- (3) 市内の小中学校の長 2人以内
- (4) 市社会教育委員 1人
- (5) 市内の社会教育関係団体の代表者 2人以内
- (6) 市民公募委員 5人以内

(任期)

**第3条** 委員の任期は、委嘱のあった日から条例第7条第2項に規定する答申をした日までとする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第6条** 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、生涯学習に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎羽村市生涯学習審議会委員名簿

区 分	所属・職等	氏 名
知識経験者	○杏林大学 外国語学部教授	齋藤 智志
	◎元昭島市生涯学習部長	金子 秀夫
	文部科学省 国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部 総括研究官	小松 幸恵
市内の公共的な団体等の 代表者	町内会連合会	市川 二三男
	ボランティア連絡協議会	沓川 絢子
	青少年対策地区委員会連絡協議会	小山 一博
	小・中学校PTA連合会	佐々木 辰寿
	羽村私立保育園協議会	橋本 美佐子
	商工会青年部長	大和田 正樹
	老人クラブ連合会事務局長	中土 善雄
市内の小中学校の長	小学校校長会	海東 朝美
	中学校校長会	三浦 利信
市社会教育委員	社会教育委員の会議議長	川津 紘順
市内の社会教育関係団体 の代表者	文化協会会長	市野 明
	特定非営利活動法人 羽村市体育協会事業部長	中根 透
市民公募委員	公募市民	長島 志歩
	公募市民	小暮 祐子
	公募市民	木下 智実
	公募市民	堀内 政樹
	公募市民	渡部 清孝

◎会長 ○副会長

※所属・職等は委嘱時のものです。

◎羽村市生涯学習審議会検討経過

回数	開催日	主な会議内容
第1回	平成28年3月10日	委嘱状の交付、諮問 羽村市生涯学習審議会について 羽村市生涯学習審議会の会議の傍聴に関する定め（案）について 羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準について 羽村市の概要及び第五次羽村市長期総合計画の概要について 羽村市生涯学習基本計画及び実施計画について 後期基本計画策定の流れについて 次回以降の日程について
第2回	平成28年4月25日	前期基本計画の進捗状況について 後期基本計画の体系について
第3回	平成28年5月23日	第1部 後期基本計画策定にあたって
第4回	平成28年6月27日	第2部 後期基本計画 第3章 生涯学習施策の展開－施策の方向1・2
第5回	平成28年7月25日	第2部 後期基本計画 第3章 生涯学習施策の展開－施策の方向3・4・5
第6回	平成28年8月29日	第2部 後期基本計画 第3章 生涯学習施策の展開－施策の方向6・7
第7回	平成28年9月26日	第2部 後期基本計画 第1章 循環型生涯学習の推進 第2章 生涯学習を通したまちづくり
第8回	平成28年10月24日	羽村市生涯学習基本計画後期基本計画（案）について
第9回	平成28年11月29日	羽村市生涯学習基本計画後期基本計画（案）について

## \* 羽村市生涯学習推進委員会

### ◎羽村市生涯学習推進委員会要綱

平成 25 年 2 月 19 日羽生生発第 2702 号

(設置)

**第 1 条** 羽村市生涯学習基本条例（平成 24 年条例第 20 号）に基づき、羽村市における生涯学習の推進と調整等を行うため、羽村市生涯学習推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第 2 条** 推進委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(1) 羽村市生涯学習基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び変更に関すること。

(2) 基本計画の進行管理及び調整に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関すること。

(組織)

**第 3 条** 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育長、副委員長は副市長をもって充てる。

3 委員は、羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和 60 年規則第 18 号）第 3 条第 1 号に規定する部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

**第 4 条** 委員長は、推進委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 推進委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を会議に出席させることができる。

(作業部会)

**第 6 条** 第 2 条に規定する事項を効率的かつ個別に調査検討するため、推進委員会の



下に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織及び運営に関する事項については、委員長が別に定める。

3 作業部会は、調査検討した結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

**第7条** 推進委員会の庶務は、基本計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

この要綱は、平成25年2月19日から施行する。

◎羽村市生涯学習推進委員会委員名簿

区 分	職 名	氏 名
委員長	教育長（委員長）	桜沢 修
副委員長	副市長（副委員長）	北村 健
委員	議会事務局長	田中 繁生
委員	企画総務部長	井上 雅彦
委員	企画総務部参事	竹田 佳弘
委員	財務部長	早川 正
委員	市民生活部長	伊藤 文隆
委員	産業環境部長	橋本 昌
委員	福祉健康部長	粕谷 昇司
委員	子ども家庭部長	郷 良則
委員	都市建設部長	細谷 文雄
委員	区画整理部長	石川 直人
委員	区画整理部参事	阿部 敏彦
委員	上下水道部長	田中 祐子
委員	会計管理者	小林 宏子
委員	生涯学習部長	市川 康浩
委員	生涯学習部参事	山崎 尚史

◎羽村市生涯学習推進委員会検討経過

回数	開催日	主な会議内容
第1回	平成28年4月18日	前期基本計画の進捗状況について 後期基本計画の体系について 策定スケジュールについて
第2回	平成28年5月11日	第1部 後期基本計画策定にあたって 今後の計画策定の進め方について
第3回	平成28年6月20日	第2部 後期基本計画 第3章 生涯学習施策の展開－施策の方向1・2
第4回	平成28年7月14日	第2部 後期基本計画 第3章 生涯学習施策の展開－施策の方向3・4・5
第5回	平成28年8月9日	第2部 後期基本計画 第3章 生涯学習施策の展開－施策の方向6・7
第6回	平成28年9月16日	第2部 後期基本計画 第1章 循環型生涯学習の推進 第2章 生涯学習を通したまちづくり
第7回	平成28年10月13日	羽村市生涯学習基本計画後期基本計画（案）について
第8回	平成28年11月17日	羽村市生涯学習基本計画後期基本計画（案）について

◎羽村市生涯学習推進委員会作業部会委員名簿

区 分	職 名	氏 名
部会長	生涯学習部学校教育課長	阿部 知宏
副部会長	企画総務部企画政策課長	櫛島 孝文
委員	財務部財政課長	高橋 誠
委員	市民生活部危機管理課長	指田 寿也
委員	市民生活部地域振興課長	羽村 典洋
委員	産業環境部産業振興課長	中島 静樹
委員	産業環境部環境保全課長	宮田 満裕
委員	福祉健康部障害福祉課長	遠藤 也寸子
委員	福祉健康部高齢福祉介護課長	島田 由則
委員	福祉健康部健康課長	野村 由紀子
委員	子ども家庭部子育て支援課長	吉岡 泰孝
委員	子ども家庭部児童青少年課長	細谷 満広
委員	都市建設部建築課長	山本 和晃
委員	生涯学習部生涯学習総務課長	西尾 洋介
委員	生涯学習部教育支援課長	上松 久美子
委員	生涯学習部生涯学習センターゆとろぎセンター長	石田 武尚
委員	生涯学習部スポーツ推進課長	小山 和英
委員	生涯学習部図書館長	松原 隆
委員	生涯学習部郷土博物館長	河村 康博

### ◎羽村市生涯学習推進委員会作業部会検討経過

回数	開催日	主な会議内容
第1回	平成28年6月15日	生涯学習推進委員会作業部会について 策定スケジュールについて 後期基本計画の体系について 施策事業シート（施策の方向1・2）について
第2回	平成28年7月7日	施策事業シート（施策の方向3・4・5）について
第3回	平成28年7月28日	施策事業シート（施策の方向6・7）について
第4回	平成28年9月2日	後期基本計画第2部－第1章・第2章について 生涯学習基本計画後期基本計画策定スケジュールについて

## \* 羽村市生涯学習基本計画推進懇談会

### ◎羽村市生涯学習基本計画推進懇談会要綱

平成25年2月19日羽生生発第2703号

(設置)

**第1条** 羽村市生涯学習基本計画（以下「基本計画」という。）の推進、点検及び評価を市、市民及び団体等が連携協力して行っていくため、羽村市生涯学習基本計画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換し、市長へ報告するものとする。

- (1) 基本計画実施計画の進捗状況に関すること。
- (2) 基本計画の推進・充実に関すること。
- (3) その他、市長が必要と認める事項

2 前項の報告は、必要に応じて羽村市生涯学習推進委員会への報告に代えることができる。

(組織)

**第3条** 懇談会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 生涯学習に関し造詣のある者 2人
- (2) 市内の社会教育関係団体からの推薦のあった者 4人
- (3) 市内の公共的な団体等からの推薦のあった者 4人
- (4) 市民公募委員 5人以内

(任期)

**第4条** 委員の任期は1年とする。ただし、再任は2期までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

**第5条** 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出し、副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

**第7条** 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は情報の提供を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 懇談会の庶務は、基本計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成25年2月19日から施行する。





## 羽村市生涯学習基本計画後期基本計画 答申

平成29年度（2017年度）～平成33年度（2021年度）

発行日 平成28年（2016年）12月

発行 羽村市

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話 042-555-1111（代表）

編集 羽村市教育委員会生涯学習部生涯学習総務課

羽村市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp/>